

## 松江市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通機関の利用者の減少に加え、原油等の価格高騰の影響を受ける交通事業者等に対し、市民生活を支える生活交通ネットワークを維持・確保するため、公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「タクシー」とは、タクシー事業者が一個の契約により自動車を貸し切って旅客を運送する際に使用する定員11人未満の車両をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市内で引き続き公共交通事業を実施する意思があるものとする。

- (1) 一般路線バス等を運行する乗合バス事業者等（以下「一般路線バス事業者等」という。）であって、別表第1の1に掲げる者
- (2) タクシーを運行するタクシー事業者であって、別表第2の1に掲げる者

### (補助対象経費等)

第4条 補助金は、令和5年4月から令和6年3月までに補助対象者が支出する燃料費のうち別表第1の2及び別表第2の2に掲げる区分に係るものとし、その額は、予算の範囲内において、一般路線バス事業者等にあつては別表第1の3、タクシー事業者にあつては別表第2の3に定める額とする。ただし、補助金の算定に当たっては、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。なお、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 規則第4条第3項ただし書の規定により、この補助金の申請は令和6年3月8日まで

に行うものとする。

- 2 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号又は様式第2号）に必要な書類を添え、市長に提出するものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）又は松江市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第7条 規則第11条ただし書きの規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（実績報告等）

第8条 規則第12条の規定による補助金の実績報告は、第5条第2項に規定する申請書の添付書類である申請額内訳書の提出をもって、これが行われたものとみなす。

（交付の決定及び確定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令5年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係） 一般路線バス事業者等

1 交付対象者	令和 5 年度において、島根県生活交通確保対策交付金の対象となっており、かつ、松江管内を運行する者（一畑バス株式会社、あいかタクシー、有限会社生馬タクシー、有限会社いやタクシー、日本交通株式会社、有限会社クリーンサービス）
2 交付申請区分	島根県生活交通確保対策交付金の対象路線系統（以下「生活交通」という。）
3 交付額	補助単価を燃料 1 リットル当たり 18.6 円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  生活交通 補助単価に各月燃料使用量（島根県知事が別に定める基準により算定された額とする）をそれぞれ乗じて得た額に 1/2 を乗じた額とする。

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係） タクシー事業者

1 交付対象者	松江市内に営業所を有するタクシー事業者
2 交付申請区分	タクシー
3 交付額	次の各号に掲げる燃料種別に応じ、当該各号に定める額を補助単価とし、タクシー事業における当該補助単価に各月燃料使用量をそれぞれ乗じて得た額の合計額から国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額（島根県知事が別に定める基準により算定された額とする）を減じて得た額に 1/2 を乗じた額とする。  (1) LP ガス 燃料 1 リットル当たり 13.8 円 (2) ガソリン 燃料 1 リットル当たり 18.2 円 (3) 軽油 燃料 1 リットル当たり 18.6 円